

# 熊本県公報

第 1 1 5 2 0 号

平成 19 年 3 月 2 日 (金)

(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…(障害者支援総室) 1
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…(税務課) 2
- 熊本県地球温暖化防止活動推進センターの指定…(環境政策課) 2
- 生活保護法の規定による施術者の指定…(社会福祉課) 2
- 道路の区域変更…(道路保全課) 2
- " " ( " ) 2
- " " ( " ) 3
- 指定居宅サービス事業所の指定…(高齢者支援総室) 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定…( " ) 4

### 公 告

- 荒尾都市計画事業東屋形土地区画整理事業の事業計画の変更…(都市計画課) 4
- 換地処分…(農村整備課) 4
- 開発行為工事完了…(建築課) 4
- 県有財産の売却…(管財課) 5
- 平成 19 年度前期技能検定試験の実施…(労働雇用総室) 5
- 技能実習制度に係る平成 19 年度技能検定の実施…( " ) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…(商工政策課) 9
- 換地処分…(農村整備課) 9
- " " ( " ) 9
- 平成 19 年度くまもと県民交流館・パレアルーム業務委託に係る募集…(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 9

### 登 載 依 頼

- 平成 18 年度第 2 回熊本県スポーツ振興審議会の開催…(体育保健課) 10
- 第 24 回熊本県海面利用協議会の開催…(水産振興課) 11
- 平成 18 年 5 月 10 日から平成 18 年 8 月 18 日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置…(監査委員事務局) 11
- 熊本県警察本部庁舎廃棄物運搬処理業務委託…(警察本部会計課) 22
- 熊本県立天草青年の家管理運営業務…(社会教育課) 24
- 熊本県立菊池少年自然の家管理業務…( " ) 27
- 熊本県立豊野少年自然の家管理業務…( " ) 29
- 熊本県立あしきた青少年の家管理運営業務…( " ) 31

## 告 示

### 熊本県告示第 186 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
指定訪問介護事業所 けいが 宇土市野鶴町 352	医療法人社団 小田会 宇土市上網田町 3677 番地 小田 哲也	平成 19 年 3 月 1 日	4312300066	居宅介護

**熊本県告示第 187 号**

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社ミスミサー ビス	代表取締役 深谷 茂	天草市大浜町 1 番 13 号	平成 19 年 2 月 1 日

**熊本県告示第 188 号**

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 24 条第 1 項の規定により、熊本県地球温暖化防止活動推進センターを次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定団体名 特定非営利活動法人くまもと温暖化対策センター
- 2 住所 熊本市若葉一丁目 39 番 6 号
- 3 代表者 宮原 美智子
- 4 指定期間 平成 19 年 2 月 14 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

**熊本県告示第 189 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者〕

指定番号	施術所名称	施 術 者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個30	整骨院啓	山口 祥	荒尾市原万田字八反田 630-1 ロックタウン荒尾	平成 18 年 12 月 20 日

**熊本県告示第 190 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
			後			
一般 県道	笹倉久住 線	阿蘇郡産山村大字山鹿字妙見 543 番 1 地先から 同所 572 番 4 地先まで	前	7.5	44.6	交安 1 種
			後	8.9		
			後	12.4	44.6	

- 2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 2 日

**熊本県告示第 191 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	河陰阿蘇 線	同所	前	12.0 ～ 18.0	62.6	廃道処分
			後	10.0 ～ 11.0		
		阿蘇郡南阿蘇村大字下野 106 番 1 地先から 107 番 3 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 2 日

**熊本県告示第 192 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	坂本人吉 線	同所	前	10.3 ～ 12.0	22.0	災害復旧 工事
			後	12.2 ～ 73.9		
		球磨郡山江村大字万江乙字小鶴 708 番 58 地先から 708 番 58 地先まで				
主要 地方 道	人吉水俣 線	同所	前	5.9 ～ 8.8	20.8	災害復旧 工事
			後	8.7 ～ 37.5		
		球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字小渡 1528 番 11 地先から 1528 番 12 地先まで				
一般 県道	相良人吉 線	同所	前	16.4 ～ 21.7	16.0	災害復旧 工事
			後	19.7 ～ 25.5		
		球磨郡山江村大字山田戊字椎谷 286 番 13 地先から 286 番 13 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 2 日

**熊本県告示第 193 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
松下電工エイジフリー介護チェーン熊本北 熊本市沼山津一丁目 15 番 4 号	株式会社カワハラ	平成 19 年 3 月 1 日

## 【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
松下電工エイジフリー介護チェーン熊本北 熊本市沼山津一丁目 15 番 4 号	株式会社カワハラ	平成 19 年 3 月 1 日

## 熊本県告示第 194 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
松下電工エイジフリー介護チェーン熊本北 熊本市沼山津一丁目 15 番 4 号	株式会社カワハラ	平成 19 年 3 月 1 日

## 【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
松下電工エイジフリー介護チェーン熊本北 熊本市沼山津一丁目 15 番 4 号	株式会社カワハラ	平成 19 年 3 月 1 日

## 公 告

## 熊本県公告第 182 号

荒尾都市計画事業東屋形土地区画整理事業の事業計画の変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 東屋形土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 6 年 12 月 13 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 熊本県荒尾市荒尾字日焼、字田添、字平原、字稲葉山、字東屋形山、字北屋形山、字馬渡及び字南足尺の各一部
- 4 事務所の所在地 荒尾市宮内出目 390 番地
- 5 設立認可の年月日 平成 6 年 12 月 13 日
- 6 変更認可の年月日 平成 19 年 2 月 21 日

## 熊本県公告第 183 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、小野地区土地改良事業共同施行代表者中村節男から小野地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県公告第 184 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字小池 818 番 2  
325.93 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市九品寺三丁目 17 番 8  
株式会社ハッピー食品  
合志市御代志 819 番地 1  
谷川 法弘

**熊本県公告第 185 号**

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
東京都港区三田二丁目 309 番 6  
宅地 838.23 平方メートル  
最低売却価格 1,200,000,000 円
- 2 入札期日  
平成 19 年 5 月 18 日（金）午前 10 時 30 分
- 3 入札場所  
東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 402 会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、東京若しくは横浜手形交換所加盟金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（振出しの日から起算し、8 日を経過していないもの）により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、東京若しくは横浜手形交換所加盟金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（振出しの日から起算し、8 日を経過していないもの）により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ないもの
  - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による。  
提出期限 平成 19 年 5 月 14 日（月）午後 5 時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）  
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (1) 個人の場合 印鑑証明書
  - (2) 法人の場合 印鑑証明書
  - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
  - (1) 契約締結期限 平成 19 年 6 月 8 日（金）
  - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
  - (3) 契約締結場所  
東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 10 階 熊本県東京事務所
  - (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
  - (5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

**熊本県公告第 186 号**

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 46 条の規定に基づき平成 19 年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施職種
  - (1) 1 級及び 2 級  
造園、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、

建具製作、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、フラワー装飾

(2) 3 級

園芸装飾、造園、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、工場板金（打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、フラワー装飾

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

等級	検 定 実 施 職 種	手数料の額
1 級 及び 2 級	造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	15,700 円
	婦人子供服製造	13,000 円
3 級	園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	15,700 円 (10,500 円)

括弧書の手数料は、熊本県手数料条例別表第 20 に定める在校生等が受検する場合に適用する。

イ 実施期日

実技試験は、平成 19 年 6 月 11 日から平成 19 年 9 月 16 日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成 19 年 6 月 4 日に熊本県職業能力開発協会にて公表する。

(一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。)

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100 円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実施年月日
3 級	園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	平成 19 年 7 月 29 日
1 級 及び 2 級	造園、金属熱処理、金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成 19 年 8 月 26 日
3 級	金属熱処理	
1 級 及び 2 級	機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成 19 年 9 月 2 日
1 級	放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチ	平成 19 年 9 月 9 日

及び 2 級	ック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フ ラワー装飾
-----------	--

- ウ 実施場所  
学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- 4 受検申請の手續
- (1) 提出書類  
技能検定受検申請書を下記あてに提出すること。  
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。
- (2) 提出先  
熊本県職業能力開発協会  
熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号熊本県住宅供給公社ビル内  
電話 096-384-1711
- (3) 受付期間  
平成 19 年 4 月 3 日から平成 19 年 4 月 13 日まで
- (4) 受検申請に関する注意等
- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。  
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、140 円切手をはったもの）を同封すること。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。  
なお、郵送による申請書は、平成 19 年 4 月 13 日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 5 手数料の納付方法等  
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。  
なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 6 合格発表
- (1) 合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成 19 年 10 月 10 日以降（平成 19 年 7 月 29 日に学科試験を実施する職種については平成 19 年 8 月 28 日以降）に書面で通知する。
- (2) 技能検定の合格者は、平成 19 年 10 月 10 日（平成 19 年 7 月 29 日に学科試験を実施する職種については平成 19 年 8 月 28 日）に熊本県庁行政棟本館 1 階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて受検番号を掲示又は記載する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等  
技能検定の合格者には、1 級については厚生労働大臣、2 級及び 3 級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から 1 級技能士章、2 級技能士章、3 級技能士章がそれぞれ交付される。
- 7 その他  
技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

## 熊本県公告第 187 号

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 46 条の規定に基づき技能実習制度に係る平成 19 年度技能検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 1 実施職種

#### (1) 3 級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保存に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空調調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポ

- イント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、工業包装
- (2) 基礎 1 級及び基礎 2 級  
 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装
- 2 受験資格  
 技能実習制度に係る 3 級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限り受けることができるものとする。
- 3 試験の方法  
 実技試験及び学科試験
- 4 技能検定試験の手数料及び実施期日等  
 (1) 実技試験  
 ア 実技試験の手数料

検 定 実 施 職 種	手数料の額
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	15,700 円
機械検査、婦人子供服製造	13,000 円

- イ 実技試験の実施期日  
 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 実技試験の実施場所  
 実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- エ 実技試験問題の公表  
 問題は、あらかじめ熊本県職業能力開発協会に掲示するとともに、受験申請者あて送付する。
- (2) 学科試験  
 ア 学科試験の手数料 3,100 円  
 イ 学科試験の実施期日  
 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。  
 ウ 学科試験の実施場所  
 実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- 5 受験申請の手続  
 (1) 提出書類  
 技能検定受験申請書を(2)の提出先に提出すること。  
 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。
- (2) 提出先  
 熊本県職業能力開発協会  
 熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号熊本県住宅供給公社ビル内  
 電話 096-384-1711
- (3) 受付期間  
 実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ 2 週間前まで
- (4) 受験申請に関する注意等  
 ア 技能検定受験申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受験案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。  
 なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受験申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、140 円切手をはったもの)を同封すること。



- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 6 手数料の納付方法等  
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。  
なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 7 合格発表  
(1) 合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付  
3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、熊本県知事の合格証書を交付する。
- 8 その他  
技能実習制度に係る技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

**熊本県告示第188号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成19年3月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂阿蘇店  
阿蘇市黒川横井ノ本 1536-2
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
廃止前 2,711 平方メートル  
廃止後 0 平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1千平方メートル以下となる日  
平成19年3月1日
- 4 廃止する理由  
建物解体のため
- 5 届出年月日  
平成19年2月14日

**熊本県公告第189号**

県営羊角湾周辺地区（木原工区）土地改良事業施行に係る換地処分を行った。

平成19年3月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第190号**

県営楠浦地区（今村工区）経営体育成基盤整備事業施行に係る換地処分を行った。

平成19年3月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第191号**

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり募集する。

平成19年3月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 業務概要  
(1) 業務名  
平成19年度くまもと県民交流館・パレアルーム業務委託事業
  - (2) 業務内容  
ア 社会貢献活動に関すること。  
一般相談対応及び情報収集・発信に係る作業
  - イ 特定非営利活動促進法に関すること。  
特定非営利活動法人の設立及び法人設立後の関係事務に伴う相談対応、書類の預かり、県との書類のやりとり並びに縦覧・閲覧に係る作業
  - ウ 施設及び設備の利用対応（有料設備の料金徴収を含む。）
- 2 委託期間  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
  - 3 応募資格

- (1) 特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等、不特定かつ多数のものの利益のために活動する民間の非営利団体（法人格の有無は問わない。）であつて、次の要件をすべて満たすこと。
- ア 上記 1 の(2)に掲げる業務を受託できるだけの十分な組織体制を有していること（又はその見込みがあること。）。
- イ 熊本県内に主たる事務所を有していること。
- ウ 募集開始日（平成 19 年 2 月 28 日）前に 1 年以上の活動実績があること。
- エ 他の団体又は個人が行う社会貢献活動に関する連絡、助言又は援助の活動実績があること。
- オ 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- カ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としていないこと。
- キ 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にないこと。
- (2) 複数の団体が共同して設立した団体（以下「共同体」という。）の応募も認めるが、その場合、次の要件をすべて満たすこと。
- ア 共同体を構成する団体すべてが非営利団体であること。
- イ 共同体が上記(1)のアの要件を満たし、かつ、共同体を構成するすべての団体が上記(1)のイからキまでの要件をすべて満たすこと。
- ウ 共同体には、共同体としての規約、運営方法、責任体制等を文書化したものがあること。
- 4 募集期間  
平成 19 年 2 月 28 日（水）から 3 月 19 日（月）まで
- 5 応募者説明会の日時及び実施場所
- (1) 日時  
平成 19 年 3 月 8 日（木）午後 2 時から
- (2) 実施場所  
くまもと県民交流館 会議室 2
- 6 企画コンペの日時及び実施場所
- (1) 日時  
平成 19 年 3 月 22 日（木）時間未定（応募者に別途通知）
- (2) 実施場所  
くまもと県民交流館 会議室 1
- 7 その他  
詳細については、別途提示する募集要項及び仕様書による。
- 8 問い合わせ先  
熊本市手取本町 8 番 9 号 テトリアくまもとビル 9 階  
くまもと県民交流館 NPO・ボランティア協働センター  
電話 096-355-1186

### 登載依頼

#### 熊本県スポーツ振興審議会公告第 2 号

平成 18 年度第 2 回熊本県スポーツ振興審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

- 1 開催日時  
平成 19 年 3 月 20 日（火）  
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所  
水前寺共済会館 2 階 鳳凰
- 3 議題
- (1) 熊本県スポーツ振興計画の見直しについて
- (2) その他、報告事項
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県スポーツ振興審議会事務局（熊本県教育庁体育保健課生涯スポーツ班）  
（電話 096-333-2710）

**熊本県海面利用協議会告示第 1 号**

熊本県海面利用協議会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続きは次のとおり。  
平成 19 年 2 月 22 日

熊本県海面利用協議会会長 川 崎 幸 夫

- 1 開催日時  
平成 19 年 3 月 16 日（金）午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁本館 9 階 902 会議室
- 3 議題及び協議事項
  - (1) ガザミ資源回復計画について  
(たもすくい網によるガザミの採捕禁止に係る広域漁業調整委員会の指示について)
  - (2) 遊漁・海洋レクリエーションと漁業とのトラブルについて
  - (3) 今後の熊本県海面利用協議会のあり方について
  - (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10 名
- 5 傍聴手続き
  - (1) 傍聴希望者は、会議開始の時刻までに、協議会会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県海面利用協議会（熊本県農林水産部水産振興課漁業調整班）  
（電話 096-383-1111 内線 5681）

**熊本県監査委員公告第 2 号**

平成 18 年 5 月 10 日から平成 18 年 8 月 18 日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。  
平成 19 年 3 月 2 日

熊本県監査委員	高 宗 秀 暁
同	月 待 孝 一
同	竹 口 博 己
同	馬 場 成 志

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部人事課	平成 18 年 7 月 27 日及び 8 月 8 日、8 月 18 日	平成 18 年 10 月 4 日
<p>(指導事項)</p> <p>県庁全体の取り組みにより、前年度に比べると時間外勤務の縮減が図られたところであるが、特定の部署や職員については、時間外勤務時間数が減少していないことから、時間外勤務縮減について、更なる指導・対策の強化に努めること。</p> <p>(改善措置)</p> <p>昨年度までの取組みに加え、今年度は次の項目を実施。</p> <p>(1) 特例勤務の試行 用地交渉業務、徴収業務、工事立会業務等で夜間に業務が予定されている場合に、勤務時間帯を変更することができる「特例勤務」の試行を 4 月から開始。 (4 月～11 月の期間において、5 所属で延べ 81 名の職員が使用。)</p> <p>(2) 時間外勤務縮減週間の実施 8 月 7 日から 11 月 2 日までの 3 か月間に、各所属において「時間外勤務縮減週間」を 2 週間設定し、原則として当該週における時間外勤務命令を命じないことにより、時間外勤務の縮減について、所属長を含む職員の意識の向上を図るとともに、公務能率の向上のため業務を見直す機会を設けた。 (各所属において、2 週間以上の、「時間外勤務縮減週間」を設定実施。)</p> <p>(3) 事務事業の点検、見直し状況の確認 平成 17 年度において、職員に 360 時間を超える時間外勤務を命じた所属の長に対し、時間外勤</p>		

務縮減に向けた取組み内容、特に事務事業の点検、見直しを求めた。(各所属において、業務、組織、事務分担の見直し等、時間外勤務縮減に向けた取組みを実施。)

(4) 配置調整制度の対象所属の拡大

本庁及び地域振興局のみに認めていた、業務の繁忙等に応じ職員を柔軟に配置換えできる配置調整制度の権限を、9月から地域振興局以外の出先機関を含めた全所属に拡大。(本年度7所属、9人について配置調整を実施。)

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部財政課	平成 18 年 7 月 13 日及び 8 月 18 日	平成 18 年 10 月 4 日
(指導事項) 未収金回収のため、全庁的対策を講じることを目的に設置されている未収金対策連絡会議が十分な成果を挙げていない。実効性のある対応策構築に努めること。		
(改善措置) ・貸付金に係る回収業務の外部委託について、平成 18 年度の試行結果を踏まえ、平成 19 年度に拡大する方向で対応策構築に着手した。 (困難案件について、回収効果等を高めることができる。) ・必要に応じ、税務課が行う資産調査と他課の債権に係る資産調査を共同して実施し、滞納処分を行う課に対して税務課職員が事務の執行方法を助言するなどの業務支援の対応策の構築に着手した。 (資産調査及び滞納処分の促進により、回収効果を高めることができる。)		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部税務課	平成 18 年 7 月 10 日及び 8 月 18 日	平成 18 年 10 月 4 日
(指導事項) (1) 県税の未収金(平成 17 年度末現在 3,798,398,806 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。特に、全県税滞納額の 2 分の 1 を超える個人県民税(同 2,055,556,907 円)については、市町村総室との連携の一層の強化を図りながら、市町村へ短期間派遣する併任徴収や地方税法第 48 条に基づく徴収引継ぎの制度を積極的に活用するなど、徴収強化の体制構築と徴収率の向上に努めること。 (2) 納税の公平性維持と歳入確保の観点から、延滞金についても、本税と同様、未納の解消に努めること。また、延滞金については 3 年間しか管理されていない例もあるので、本税と同様の適正な債権管理に努めること。		
(改善措置) (1) ・徴収強化策として、預金・給与について県下一斉に 11 月から差押えに着手したところであり、また、平成 18 年 4 月から導入したコンビニ収納も活用して、滞納整理を進めている。また、悪質・常習滞納者等に対して「タイヤロック装置」を活用した自動車差押えや搜索を積極的に実施し、インターネット公売による換価の促進も進めているところである。 ・個人県民税の徴収対策として、平成 18 年度現時点で、併任徴収が球磨管内の 2 町村について実施(予定含む)し、徴収引継ぎについては、玉名郡南関町及び鹿本郡植木町から計 2 名(住民税滞納額計 5,359,800 円)の滞納案件を引継ぎ、振興局において直接滞納整理を実施している。 (滞納処分の促進により、未収金回収効果を高めることができる。) (2) ・延滞金についても、本税と同様に「滞納整理カード」及び「延滞金一覧表」による債権管理を徹底し、確実な徴収に努めるよう、係長会議や課長会議においても指示したところであり、催告・滞納処分強化に取り組んでいる。 ・また、延滞金で 3 年間しか管理されていない例とは、本税が完納した又は延滞金の一部納付があった最終納付日から 3 年間納付がなく、かつ徴収困難と認められる事案について、簡便な手続きにより徴収		

権を消滅させている事案であるが、これについても、本税と同様に、財産調査を徹底したうえで、徴収困難と認めた事案は、滞納処分執行停止決議を行うなどの適正な債権管理の対応策構築に着手した。  
(滞納処分の促進により、未収金回収効果を高めることができる。)

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部くまもと県民交流館	平成 18 年 5 月 10 日	平成 18 年 7 月 12 日
(指導事項) 清掃業務委託に関して、業務内容につき前年度までと何ら変更がないにもかかわらず、落札金額が大幅に上昇していることは、経済性の観点から疑問がある。当館が大規模ビル内の一角に所在しているという個別具体的な状況も十分考慮の上、より妥当性の高い契約方法を検討すること。		
(改善措置) 県が直接契約を行う限り標準設計と最低制限価格制度の遵守により、指導事項の改善は不可能である。しかし、テトリアくまもとビル全体の管理上の諸問題を解決するために管理組合から要望があり、管理組合規則に基づき、本県専有部分を含めたビル全体の清掃業務を管理組合の一括管理に移行することとした。(管理組合でビル全体の清掃等を一括管理することにより、スケールメリットを生かした契約方法が可能となることで、経費の削減につながる。)		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部社会福祉課	平成 18 年 7 月 6 日及び 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日
(指導事項) 生活保護費返還徴収金の未収金(平成 17 年度末現在 12,501,943 円)及び年度後返納(生活保護費戻入未済分)の未収金(同 470,572 円)について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 各福祉事務所に対してヒアリングを実施し、平成 17 年度から継越している未収金については、徴収目標を設定するとともに平成 18 年度の生活保護費返還金徴収金については、100%の回収を指導した。 徴収状況については、四半期毎に徴収活動計画表及び徴収実績報告書を提出させて、未収金解消に向け指導している。 (9 月末現在の回収状況 (返還金徴収金の未収金) 徴収目標：1,940,898 円 収納済額：612,861 円 達成率：31.6% (年度後返納の未収金) 収納目標：42,000 円 収納済額：80,000 円 達成率：190.5% (生活保護返還金徴収金) 発生額：8,073,399 円 収納済額：7,275,085 円 収納率：90.1%)		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部少子化対策課	平成 18 年 7 月 7 日及び 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日
(指導事項) 児童保護費負担金の未収金(平成 17 年度末現在 23,686,965 円)及び雑入(児童扶養手当返納金及び年度後返納)の未収金(同 19,824,580 円)、母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金(同 37,452,242 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) (児童保護費負担金) 児童保護費負担金については、平成 14 年度より福祉総合相談所内において、児童相談課内に児童保護費負担金専従の係を設置し、これを中心とするプロジェクトチームを設置し、債権管理台帳をベースとしたチームによる進行管理、ケース分析や 5 段階分類による効率的徴収を徹底し、滞納の早期把握と計画的な電話・訪問による督促活動など未収金の発生防止と回収に取り組んでいる。また、当課は徴収委		

任者として、福祉総合相談所に対して定期的に徴収状況を聞き取りするとともに、未収金解消のための方策等について協議・検討を行っている。引き続き、負担金決定の適正化、債権管理の徹底、納入指導計画に基づいた活動の徹底を図り、未収金の徴収強化に努める。(平成 18 年 8 月末現在で、23,686,965 円が 22,756,465 円 (930,500 円減少) になった。)

(児童扶養手当返納金)

児童扶養手当返納金については、受給者が婚姻等により受給資格を喪失した際に、所要の手続きを直ぐに行わないために発生するものである。対応策としては、市町村の担当職員等への研修会を開催し、受給者の届出義務に対する指導の徹底や受給者の異動情報のチェック強化を依頼するとともに、受給者に対してもリーフレットの配布や新聞広報等により周知を図る。

また、債権の回収に関しては、関係職員による電話・文書・訪問による督促・徴収業務に加え、平成 17 年度から当課に債権管理回収を専門に行う非常勤職員 1 名を配置し、未収金の徴収強化に努めている。(平成 18 年 8 月末現在で、19,824,580 円が 18,752,530 円 (1,075,050 円減少) になった。)

(母子寡婦福祉資金貸付金)

母子寡婦福祉資金については、各地域振興局福祉課が貸付決定事務と未収金の回収事務を行っている。滞納防止策として、地域振興局に対する償還開始前の返済計画の確認や返済方法の適正指導などを行うとともに、各地域振興局毎に行う、滞納債権ヒアリングによる徴収活動の協議や担当者及び女性福祉相談員を集めた研修会等の中で、徴収強化に努めるよう指導を行っている。

また、連帯保証人及び連帯借受人に対する催告及び電話連絡等の実施についても指導を行い、徴収に努めている。

(平成 18 年 8 月末現在で、37,452,242 円が 35,029,748 円 (2,422,494 円減少) になった。)

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部障害者支援総室	平成 18 年 6 月 29 日～ 6 月 30 日及び 8 月 4 日、 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日

(指導事項)

児童保護費負担金の未収金 (平成 17 年度末現在 25,919,321 円)、知的障害者保護費負担金の未収金 (同 798,900 円)、こども総合療育センター負担金の未収金 (同 804,000 円)、精神障害者措置入院費負担金の未収金 (同 886,700 円) 及び心身障害者扶養共済加入者負担金の未収金 (同 39,900 円)、心身障害者扶養共済制度過払年金返納金の未収金 (同 87,000 円)、各種団体精算返納金の未収金 (同 332,880 円) について、多くの未収金は改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。なお、長期化している滞納案件のうち、自力執行可能な未収金に係る時効についての管理を適切に行うこと。

(改善措置)

(児童保護費負担金及びこども総合療育センター負担金)

福祉総合相談所において、総務課による督促業務と児童相談課による納入指導により徴収を強化している。(未収金については、平成 11 年度をピークに毎年度継続して削減されてきたが、長引く経済情勢等の悪化等により、平成 17 年度は、こども総合療育センター負担金については前年度と比較して未収金が増加したところである。本年度過年度分については、3,235 千円を徴収した。(H18.10.31 現在))

(知的障害者保護費負担金)

分納計画に基づき着実に解消が図られており、引き続き地域振興局において定期的な電話催告や家庭訪問を行うとともに、施設入所者で施設で年金管理している者については施設と連携し計画どおりの徴収を行う。(4 月から 10 月までに 448,300 円の納入があった。(未収金残額 350,600 円))

(精神障害者措置入院費負担金)

現在 2 名が対象となっており、未収金はいずれも過年度分の債務である。

1 名は分納返済中であるが、もう 1 名とは連絡が取れない状態となっており、本年度中に時効を迎えることから、不納欠損処分を検討することとしている。(不納欠損処分 822,200 円)

(心身障害者扶養共済加入者負担金)

引き続き文書、電話催告等により納入指導を行う。

(心身障害者扶養共済制度過払年金返納金)

分納計画を徴しており、計画に基づいた返納を指導する。なお、家庭の財政状況が改善された場合は早期の返納も併せて指導する。(4月から11月までに8,000円の納入があった。(未収金残額79,000円))  
(各種団体精算返納金未収金)  
未納団体に対し督促を行い、平成18年6月28日納入済。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部医療政策総室	平成18年6月20日～ 6月21日及び8月17日	平成18年10月4日
(指摘事項) 看護師等修学資金貸付金償還金の未収金(平成17年度末現在3,620,000円)について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) ①医療政策総室未収金対策検討会の開催 ②債務者本人への自宅訪問及び職場訪問、文書及び電話による催促の実施。 (・H18.11.28現在確認済分で、1,225,000円(36%)の徴収実績を挙げている〔H17.10末時点では、526,000円-23.3%、H18.3末時点で654,000円-29.0%〕。 ・徴収困難な長期滞納者からの徴収。 ・14名中2名完納。)		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部健康づくり推進課	平成18年6月27日及 び8月17日	平成18年10月4日
(指摘事項) 未熟児養育医療費負担金の未収金(平成17年度末現在1,178,732円)について、引き続きその解消に努めること。なお、時効期日が到来している債権については、不納欠損処分を行い、適正な債権管理に努めること。		
(改善措置) 滞納者に対し、文書、電話による催告を定期的に行っている。 平成17年度末時点で時効期日が到来している債権(16件216,786円)について不納欠損処理を進めるため、滞納者の住民票・戸籍附票による住所調査や家庭訪問等による生活状況確認等を行っているところである。(左の債権について不納欠損処理を行うこととなれば、債権額が減少し未収金の解消につながる。)		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部健康危機管理課	平成18年6月23日及 び7月12日、8月17日	平成18年10月4日
(指導事項) 熊本県食品衛生監視指導計画に基づく食品関係施設への立入検査の実施について、業種により目標に対しての達成率に大きなバラツキが見られる。指導計画の見直しや目標設定とその進捗状況の適切な管理を行い、より効果的な監視・指導体制を整備すること。		
(改善措置) 業種毎のリスクや業者の管理実績等を考慮した立入検査計画の見直しを行うため5保健所の食品衛生監視員及び本庁職員による「見直し検討会」を設置し検討中。今年中に見直し案を策定して19年度の監視計画に反映する。 (見直し検討会議の開催状況) 第1回：9月19日 第2回：10月27日 第3回：12月8日(予定) (計画の見直しにより、より効果的な監視が可能となる。)		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部薬務衛生課	平成 18 年 6 月 15 日～ 6 月 16 日及び 7 月 12 日、 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日
<p>(指導事項)</p> <p>生活衛生関係営業施設に対する監視・指導の一貫性、統一性を確保するため、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理が行えるように指針等を整備し、計画的、効果的な監視・指導の実現に努めること。また、より専門性の高い職員を配置するなど、本庁の指導体制の充実強化についても検討すること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>より戦略性を持った監視を行うため、重点監視業種、監視サイクル、効率的な監視方法等に関する指針について保健所と協議を進めているところ。当該指針を今年度中にとりまとめ、来年度の監視指導に反映させる。</p> <p>(協議状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者会議 (H18.8.9)</li> <li>・意見照会 (H18.11.8)</li> <li>・担当者会議 (H19.2 予定)</li> </ul> <p>(各保健所毎の実態に応じた年間立入計画策定により、効果的・効率的な監視指導が可能となる。)</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
商工観光労働部産業支援課	平成 18 年 7 月 14 日及 び 8 月 3 日、8 月 16 日	平成 18 年 10 月 4 日
<p>(指摘事項)</p> <p>阿蘇ソフトの村建設用地については、企業の進出が極めて困難な状況にある。固定化された資金の回収という観点から、処分も含めた今後の対応策を早急に検討すること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>この事業は、ソフトウェア関連の研究開発型企業の集積を目指したものであるが、計画策定後に経済状況が大きく変化したことから、その後、企業の保養所や研修所にも対象を広げ企業誘致活動を行ってきたが、企業の進出は極めて困難な状況である。</p> <p>このため、土地の有効活用については、関係部局で構成する連絡会議を設置し、処分も含めた今後の対応等について、多角的な視点から検討を行っている。</p> <p>(連絡会議で提案のあった土地の有効活用策等について検討している。)</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
商工観光労働部経営金融課	平成 18 年 7 月 12 日及 び 8 月 16 日	平成 18 年 10 月 4 日
<p>(指摘事項)</p> <p>中小企業振興資金貸付金の未収金 (平成 17 年度末現在 2,163,304,327 円) について引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 延滞先の状況変化に応じ、個別未収金処理方針の見直しを実施。(見直し実施済み)</li> <li>(2) 営業継続中の延滞先においては、継続的に経営診断、巡回助言等に基づく経営支援を実施。(継続的に経営診断等を実施 (延べ 2 回))</li> <li>(3) 営業廃止している延滞先の担保物件処分を実施。(担保物件がある営業廃止した延滞先は 2 件であるが、1 件は 11 月に第 1 回競売が実施されたので、裁判所からの通知を待って対応予定。残り 1 件は買受希望者があるため交渉中。)</li> <li>(4) 連帯保証人のうち、収入調査等により資力があるが実際の返済額が少ない者に対しては、継続的に償還額の増額を要求。(継続的に償還額の増額を要求している。)</li> <li>(5) 延滞先が加入している組合へ支援を要請。(組合等への支援要請の結果、2 延滞先、2,270 万円の未収金が解消した。)</li> </ol>		



- (6) 債権回収業務の一部を民間の債権回収業者（サービサー）へ委託。（日立キャピタル債権回収株式会社へ委託済（2延滞先））
- (7) 未収金発生防止のため、引き続き事前相談の段階から厳正な審査を実施するとともに、貸付後は、中小企業団体中央会とも連携しながら、必要に応じて事後助言等を実施し、経営支援の強化に努める。（参考 H17年9月末徴収実績：8,774千円 H18年9月末同：44,151千円）

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
商工観光労働部労働雇用総室	平成18年6月20日～ 6月21日及び8月16日	平成18年10月4日
(指導事項) 中小企業従業員住宅使用料の未収金（平成17年度末現在15,205,390円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 当該については、督促を続けた結果、平成17年度は410,000円が納入されている。 未収金の解消には長期を要すると見込まれるが、引き続き債務者との連絡を取りながら、督促に努める。（本年度も少額ながら納入が続けられており、平成18年11月末日現在、135,000円が納入されている。）		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農林水産部団体支援総室	平成18年7月11日～ 7月12日及び8月17日	平成18年10月4日
(指摘事項) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成17年度末現在35,847,389円）、林業・木材産業改善資金償還金の未収金（平成17年度末現在840,000円）及び沿岸漁業改善資金貸付金償還金等の未収金（平成17年度末現在3,556,931円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) ・農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成16年6月に策定した「農業改良資金債権回収マニュアル」に従い、各地域振興局において督促状の送付を行うとともに、農業普及指導課等による営農指導を実施し、農協等の関係機関と連携して債務者本人との償還のための協議・督促を実施。 督促を実施しても回収できない案件については、催告状の送付及び連帯保証人への通知を行い、早期に関係者との償還協議を実施。償還協議の中で分割返済や負債整理資金への借換及び連帯保証人への請求等も協議し、連帯保証人から分割徴収するなど、積極的な回収に努めている。（農業改良資金の未収金については、18年度に1,303,000円を回収し、11月末現在で34,544,389円となっている。） ・林業・木材産業改善資金償還金の未収金については、「熊本県林業改善資金滞納整理事務処理要項」に従い、督促状の送付を行うとともに地域振興局林務課及び県木材事業協同組合連合会と連携して借入者本人へ催告を実施し、平成18年3月に借入者から償還計画を提出させ、この履行を強く指導した。（林業・木材産業改善資金償還金の未収金については、平成18年7月までに全額回収した。） ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金等の未収金については、事務委託機関である漁協及び地域振興局水産課と連携して、債務者本人及び連帯保証人に対して、電話、面談等による督促を実施。（沿岸漁業改善資金貸付金償還金等の未収金については、18年度に400,000円を回収し11月末現在で3,156,931円となっている。）		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農林水産部農村計画・技術管理課	平成18年6月16日及 び8月17日	平成18年10月4日
(指導事項) 国営土地改良事業直轄負担金の未収金（平成17年度末現在96,264,155円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		

国営土地改良事業直轄負担金の未納解消のため、土地改良区との十分な連携を図り、受益農家の負担金支払い意識の高揚を図りながら、次の諸対策を講じている。

- (1) 土地改良区理事との懇談の実施
  - (2) 農家向けチラシの作成、配布
  - (3) 土地改良区に対する「未納解消対策」の作成及び提出指導
  - (4) 納入督促（年 4 回）
  - (5) 臨戸徴収同行による徴収
  - (6) 繰上償還の指導
  - (7) 営農推進協議会の開催、営農指導
  - (8) 未納解消のため専任職員を配置
  - (9) 土地改良法第 132 条（都道府県の監督権限）に基づく、改良区に対する指導と連携強化
- （平成 18 年 11 月末日において、未納額が 92,544,342 円に減少しており、引き続き左記の諸対策を講じていくことにより、更に未納額の減少が期待される。）

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農林水産部水産振興課	平成 18 年 6 月 27 日及び 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日
<p>(指導事項)</p> <p>旧牛深漁業事務所の建物等については、県有財産の有効活用の観点から、引き続き解体処分や貸付等も含めた何らかの対応策を検討すること。</p> <p>(改善措置)</p> <p>平成 17 年度において、県内漁業関係団体から施設の借受けの申し出があり、既に貸付けることで検討を始め、関係課とも協議を進めているところ。</p> <p>(管財課へ普通財産への用途変更を協議、漁港管理用地である土地の使用目的の変更を漁港漁場整備課と協議中。(今年度中を目途に協議終了予定。))</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農林水産部漁港漁場整備課	平成 18 年 6 月 20 日～6 月 21 日及び 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日
<p>(指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 漁港施設使用料の未収金（平成 17 年度末現在 7,051,995 円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。</li> <li>(2) 公害防止事業費事業者負担金の未収金（平成 17 年度末現在 86,614,938 円）について、引き続きその解消に努めること。</li> </ul> <p>(改善措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成 16 年度策定の未収金対応方針に基づき回収を進めており、今後、滞納処分も視野に入れ未収金の解消に努める。(本年 12 月 13 日現在で 1,809 千円を回収している。)</li> <li>(2) 平成 14 年度末に滞納処分を実施、預金を差押え満期日の本年 5 月に回収した。また、資産調査により老齢厚生年金を差押え本年 6 月から回収している。今後も資産調査を継続し債権回収を図る。(本年 5 月 2,044 千円を回収した。また、老齢厚生年金は本年 6 月から 2 ヶ月おきに約 9 万円を回収中である。)</li> </ul>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部監理課	平成 18 年 7 月 27 日及び 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日
<p>(指導事項)</p> <p>工事契約違約金の未収金（平成 17 年度末現在 520,224 円）、工事延滞金利息の未収金（同 15,736 円）及び雑入の未収金（同 1,235,359 円）について、一部改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。</p>		

## (改善措置)

- ・雑入の未収金について、時効完成及び破産廃止決定による債務消滅により不納欠損処分を実施（雑入の未収金 5 件 1,235,359 円のうち 2 件 305,736 円）
  - ・分納している者については、分納の状況を見守る。
  - ・代表者行方不明の者は、所在確認の調査を実施している。
  - ・代表者死亡の件については、取締役と面談し、法人の状況等を確認している。
- (平成 18 年 9 月末現在 9,000 円を回収)

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部道路保全課	平成 18 年 7 月 6 日及び 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日

## (指導事項)

道路占用料の未収金（平成 17 年度末現在 1,918,004 円）及び雑入（橋梁損傷に係る負担金等）の未収金（同 9,407,300 円）について、一部改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

## (改善措置)

- ・徴収事務担当者研修の実施
  - ・徴収マニュアルに基づく臨戸の実施
  - ・強制徴収手続きの開始
- (未納件数 27 件のうち、完済 6 件、分納中 4 件、本年度差押件数 3 件（うち預金充当 1 件）、行方不明又は資力無し 8 件)

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部河川課	平成 18 年 7 月 5 日及び 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日

## (指摘事項)

土石採取料等の未収金（平成 17 年度末現在 36,734,369 円）について、引き続きその解消に努めること。

## (改善措置)

債務者に対して未収金の督促 28 回を実施。また、未納者への対応及び強制徴収について税務課より講師を招き研修会を実施した。（未収金 145,420 円を回収（平成 18 年 9 月末現在））

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部港湾課	平成 18 年 7 月 3 日及び 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日

## (指摘事項)

港湾使用料等の未収金（平成 17 年度末現在 36,707,374 円）について、引き続きその解消に努めること。

## (改善措置)

引き続き債務者に対して電話や訪問による督促に努め、分割納付手続きや納付確約書提出の指導を行うとともに、関係職員を歳入徴収職員に任命し、必要に応じて資産調査や差押え等の滞納処分を行い収入確保に努めている。

また、本年度は道路保全課・河川課・港湾課の土木部 3 課合同で担当職員を対象とした徴収事務研修会を開催（H18.7.14）し、職員の資質向上を図った。

(平成 18 年 9 月末日までに 3,679,406 円を収納。また、10 月には大口の滞納金約 1,200 万円の納付があった。)

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部都市計画課	平成 18 年 6 月 28 日及び 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日

## (指導事項)

財団法人くまもと緑の財団の保有する 3 基金については、その運用益も減少しており、大きな事業効果が発揮できなくなっている。特に、グリーンリザーブ基金については、本来の目的事業が実施されて

いないことも考慮すれば、財団のあり方について、全体の見直しを含めた必要な検討を行うこと。

(改善措置)

平成 16 年度から 17 年度において県議会財政対策特別委員会で県出資団体の見直しについて審議され、その中で「くまもと緑の財団」については、「県出資団体等に対する県の関与に関する指針」に基づき、県職員の役員廃止や、公園等の受託事業から撤退等の改善策を実施することとされ、平成 18 年度からは、スリム化した体制で基金事業のみを実施している。

基金の運用益は、金利低下により減少を余儀なくされているが、民間の緑化造成や環境ボランティアへの助成、貴重な樹木の保存など、緑化の造成をするとともに、まちなみ景観整備助成等の事業についても実施している。

また、グリーンリザーブ基金の運営については、業務方法書により貴重な土地の保全創造を定めているが、基金の造成額が当初目標の 60 パーセントであること、また、土地の取得は基金の取り崩しが必要なことから、買い取り後の維持管理等を勘案し、慎重に対応すべきものと考え、買い取りには着手していない状況であるが、運用益を利用し業務方法書による貴重な土地の状況調査や樹木保存事業などを実施している。

(平成 18 年度からは、スリム化した体制で基金事業のみを実施している。)

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部住宅課	平成 18 年 7 月 11 日及び 8 月 17 日	平成 18 年 10 月 4 日

(指導事項)

県営住宅使用料等の未収金（平成 17 年度末現在 302,442,046 円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

(1) 県営住宅使用料の未収金（302,348,931 円）について

積極的に滞納者を呼出し滞納解消の指導を行うとともに、臨戸訪問を頻繁に行い未収金解消に積極的に取り組んでいる。

さらに平成 18 年度は長期滞納者 47 件について法的措置を実施し、強制執行についても、49 件申立を行った。（平成 17 年度末に 302,348,931 円あった未収金は平成 18 年 10 月末現在 45,573,705 円減少し 256,775,226 円となった。）

(2) 土地貸付料の未収金（93,115 円）について

平成 18 年 7 月 28 日、債務者宅を訪問し、督促を行った。その結果、平成 18 年 10 月と同年 11 月の 2 分割で全額納付する旨の分納誓約書を徴した。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部八代港管理事務所	平成 18 年 8 月 4 日	平成 18 年 10 月 4 日

(指導事項)

重要港湾使用料の未収金（平成 17 年度末現在 16,342,714 円）について、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

- ・債権者管理台帳を作成し（H17 年度から）未納者に対して機会ある毎に電話や臨戸で催告を行っている。

- ・一括支払いが困難な未納者には支払計画書の提出を求め分納に応じ未収金の減少を図っている。

- ・納入閉鎖日に民事再生法を申請した大口未納者については債権者として民事再生手続きの中で債権の確保を図った。

- ・催告によるだけでは支払いがすすまない未納者には、使用料を前納しないと新たな使用許可に応じられない内容の通告を行い支払いを促している。

- （・民事再生法を申請した大口未納者については、民事再生手続きで債権の全額を確保できた。

- ・支払いが滞っていた Y 社について、使用料を前納しないと新たな使用許可に応じられないという方

針を伝えたところ、未納額には満たないものの未納額の 60%の支払いがなされた。

・報告時点（10月20日）の未収金は上記の結果、3,711,612円になっている。）

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部熊本港管理事務所	平成 18 年 8 月 4 日	平成 18 年 10 月 4 日
<p>(指導事項)</p> <p>重要港湾使用料の未収金（平成 17 年度末現在 8,321,415 円）及び雑入の未収金（3,322,680 円）について、一部改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。</p> <p>(改善措置)</p> <p>レストラン 2 社（廃業）の未収金。1 社については 5 年の消滅時効が完成しており、不納欠損処分調書等を作成し、港湾課に協議中。もう 1 社については、月 5 万円ずつ納めてもらっている。（雑入については、20 万円未納金が減り、3,122,680 円となった。）</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会事務局高校教育課	平成 18 年 7 月 7 日及び 8 月 16 日	平成 18 年 10 月 4 日
<p>(指摘事項)</p> <p>育英資金貸付金償還金等の未収金（平成 17 年度末現在 26,922,758 円）について、引き続きその解消に努めること。</p> <p>(改善措置)</p> <p>文書、電話、夜間訪問、連帯保証人への請求等、未納者それぞれの状況に応じたより効果的な督促を強化した。</p> <p>なお、より多くの関係学校を訪問し、生徒、保護者の返還意識を高める取組みを行い、未収金発生の予防に努めた。</p> <p>(個別の状況に適した督促を強化することで、平成 17 年度末未収金の内、2,882,503 円を回収した。 (H18.11.30 現在)</p> <p>生徒、保護者に制度の趣旨を理解させ、返還意識を高めることで、新たな未収金の発生を防ぐ。)</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会事務局義務教育課	平成 18 年 7 月 5 日及び 8 月 16 日	平成 18 年 10 月 4 日
<p>(指摘事項)</p> <p>雑入（スクールカウンセラー報酬等返還金）の未収金（平成 17 年度末現在 4,977,770 円）について、引き続きその解消に努めること。</p> <p>(改善措置)</p> <p>本未収金については、債務者が平成 18 年 5 月に窃盗及び覚醒剤取締法違反容疑で逮捕され、懲役 2 年の実刑判決を受け、服役中であるため、現在はこの債権を管理し、本人が出所するまで情報収集に努めている。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会事務局人権同和教育課	平成 18 年 6 月 28 日及び 8 月 16 日	平成 18 年 10 月 4 日
<p>(指摘事項)</p> <p>地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金等の未収金（平成 17 年度末現在 57,151,254 円）について、引き続きその解消に努めること。</p> <p>(改善措置)</p> <p>返還事務に協力を得ている市町村に、状況把握、督促状送付及び制度内容の再周知など一層の協力要請を行い、未納者に対し、催告及び償還計画書提出と返還履行についての通知を行った。</p> <p>また、昨年度同様、調定年度内の収納率向上のために返還決定時期の早期化に努めている。</p>		

(平成 18 年 11 月末現在で 4,695,939 円を回収した。また、未納者の一部は分納計画に基づく返還を開始している。)

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
警察本部会計課他	平成 18 年 7 月 20 日～ 21 日、7 月 24 日及び 8 月 18 日	平成 18 年 10 月 4 日

(指導事項)

- (1) 雑入(道路情報板等の損壊に係る損害賠償金)の未収金(平成 17 年度末現在 13,236,586 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(会計課)
- (2) 熊本市内に設置されているパーキング・メーターについて、近年、市街地における民間駐車場の増加に伴い、路上パーキングを利用する車が大幅に減少し、維持管理費が利用収入額を上回る状況にあることから、パーキング・メーターを設置する必要性について、その収支についても十分考慮のうえ、廃止も含めた見直しを行うこと。(交通規制課)
- (3) 高齢者講習手数料及び取得時講習手数料等に係る収入証紙の消印について、受付を行った受託事業者から郵送を受けて、運転免許課で行っているが、日付を遡って消印を行うことのみならず、事故発生の可能性の点でも問題がある。業務を受託している事業者が申請書受付時に消印を行い、証紙消印報告を行うような取扱いができないか、業務委託内容の見直しや関係規定の改正等も含めて検討すること。

(警察本部会計課、出納局会計課)

(改善措置)

- (1) 平成 17 年度に強制執行を実施し、その後も民間調査機関による資産状況調査、平成 18 年 10 月には職員による現地調査等を実施している。  
今後とも、債務者の資産状況を調査しつつ、債権回収に取り組んで行くこととしている。
- (2) 本年 6 月の駐車対策法制の施行に伴い、パーキング・メーターの利用状況は増加に転じるとともに、物流業界からの需要が高まっているが、問題を根底から解決するためには、事業の廃止を含め抜本的な見直しが必要と考えている。そのため、現在、パーキング・メーターの設置箇所ごとにその必要性を検証するとともに、管轄警察署・道路管理者・関係団体等との協議に着手し、慎重に検討を行っている。
- (3) 申請書に係る収入証紙の消印については、申請書受付時に受託事業者が行い、即日申請者名簿を FAX で報告させ、運転免許課で証紙消印記録簿に記載するという方法を平成 19 年度から実施するという方向で、契約の内容等を含め検討している。

熊会公告第 94 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
熊本県警察本部庁舎廃棄物運搬処理業務委託
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号地内
- (5) 入札方法
  - ア 入札金額は、平成 19 年度に熊本県警察本部から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬処理業務委託に要する費用とする。
  - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
- 次に掲げる条件をすべて満たすものであること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目廃棄物処理の一般廃棄物の収集運搬、処分及び産業廃棄物の収集運搬、処分に登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 熊本市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず）の許可を受けている者であること。
- (4) 従業員（常勤職員）を5人以上雇用しており、かつ、一般廃棄物収集運搬業車両として熊本市の登録を受けた一般廃棄物収集運搬専用車両（パッカー車両）を2台以上保有している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあつては、当該申し立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあつては、当該申し立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請であることを明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成19年3月2日（金）から平成19年3月12日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成19年3月2日（金）から平成19年3月16日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書又は電話により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管理係  
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-381-0110 内線 2263
- 6 入札手続き等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間  
平成19年3月2日（金）から平成19年3月16日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成19年3月22日（木）午後2時
- イ 場所 熊本県警察本部201会議室（警察棟 2階）

- (4) 入札書の提出方法  
6 の (3) 記載の日時、場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 21 日 (水) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 入札保証金に関する事項
- (1) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の日時まで納付しなければならない。ただし、次号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
- (2) 入札保証金の免除
- ア 入札に参加しようとするものが、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとするものが、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたときに限る。)
- 8 無効の入札  
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提出しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札
- (9) 2 以上の意思表示をした入札
- (10) 入札金額と契約単価が矛盾する入札
- (11) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。
- 10 契約保証金に関する事項
- (1) 契約しようとするものは、契約担当者が指定する日時までに契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
- (2) 契約保証金の免除  
契約保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- ア 契約しようとするものが、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとするものが、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- 11 その他
- (1) 最低制限価格は設定しない。
- (2) 契約書作成の要否  
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から 7 日以内とする。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県教育委員会公告第 3 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
熊本県立天草青年の家管理運營業務
- (2) 委託業務の内容



- ア 寝具類等業務  
イ 給食業務  
ウ 清掃業務  
エ 施設連絡員業務  
オ ボイラー取扱等業務
- (3) 詳細は入札説明書及び仕様書のとおり  
委託期間  
平成19年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 入札方法  
ア 入札金額は、熊本県立天草青年の家管理運営業務に要する費用とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）（以下、「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として1（2）のア～オのすべてについて営業種目として登録された者（営業種目「その他」において一括して登録された者を含む。）であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者。
- (3) 過去3年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績がある者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6の（4）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の処置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格申請書の受付期間  
平成19年3月2日（金曜）から平成19年3月15日（木曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成19年3月2日（金曜）から平成19年3月15日（木曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県上天草市松島町合津 5500  
郵便番号 861-6102 熊本県立天草青年の家 庶務係

- 電 話 0969-56-1650
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 3 月 2 日（金曜）から平成 19 年 3 月 15 日（木曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 3 月 16 日（金曜）午前 10 時から  
イ 場所  
熊本県上天草市松島町合津 5500  
熊本県立天草青年の家 中研修室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 3 月 23 日（金曜）午前 10 時から  
イ 場所  
熊本県立天草青年の家 中研修室
- (5) 入札書の提出方法  
6 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 22 日（木曜）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合であると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
有
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。

- ウ 落札者からの契約締結申し出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県教育委員会公告第4号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年3月2日

熊本県教育長 柿塚純男

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
平成19年度熊本県立菊池少年自然の家管理業務
- (2) 委託業務の内容  
ア 給食業務  
イ 清掃業務  
ウ 施設連絡員業務  
エ ボイラー取扱等業務  
詳細は入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 入札方法  
ア 入札金額は、平成19年度熊本県立菊池少年自然の家管理業務に要する費用とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）（以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として1（2）のア～エのすべてについて営業種目として登録された者（営業種目「その他」において一括して登録された者を含む。）であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者。
- (3) 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績がある者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立に係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6の（4）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

#### 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

- 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 3 月 2 日（金曜）から平成 19 年 3 月 12 日（月曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 19 年 3 月 2 日（金曜）から平成 19 年 3 月 12 日（月曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県立菊池少年自然の家  
郵便番号 861-1441 熊本県菊池市原 4885 番地の 5  
電話番号 0968-27-0066
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 3 月 2 日（金曜）から平成 19 年 3 月 12 日（月曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 3 月 13 日（火曜）午前 10 時から  
イ 場所  
熊本県立菊池少年自然の家 研修室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 3 月 22 日（木曜）午前 10 時から  
イ 場所  
熊本県立菊池少年自然の家 研修室
- (5) 入札書の提出方法  
6 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 20 日（火曜）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

- エ 記名押印を欠く入札  
 オ 金額を訂正した入札  
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
 キ 明らかに連合によると認められる入札  
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
 ケ 2 以上の意思表示をした入札  
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
 有
- (6) 契約の締結  
 ア 契約書作成の要否  
 要  
 イ 契約の締結期限  
 落札者決定の日から 14 日以内とする。  
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県教育委員会公告第 5 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 2 日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称  
 平成 19 年度熊本県立豊野少年自然の家管理業務
- (2) 委託業務の内容  
 ア 給食業務  
 イ 清掃業務  
 ウ 施設連絡員業務  
 エ ボイラー取扱等業務  
 詳細は入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法  
 ア 入札金額は、平成 19 年度熊本県立豊野少年自然の家管理業務に要する費用とする。  
 イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
 ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
 エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）（以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として 1（2）のア～エのすべてについて営業種目として登録された者（営業

- 種目「その他」において一括して登録された者を含む。) であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者。
- (3) 過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績がある者。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6 の(4)アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
 平成 19 年 3 月 2 日(金曜)から平成 19 年 3 月 12 日(月曜)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
 平成 19 年 3 月 2 日(金曜)から平成 19 年 3 月 12 日(月曜)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
 5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
 5 に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
 熊本県立豊野少年自然の家  
 郵便番号 861-4305 熊本県宇城市豊野町山崎 1775  
 電話 0964-45-3855
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
 5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
 ア 交付期間  
 平成 19 年 3 月 2 日(金曜)から平成 19 年 3 月 12 日(月曜)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
 イ 交付場所  
 5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
 ア 日時  
 平成 19 年 3 月 13 日(火曜)午前 10 時から  
 イ 場所  
 熊本県立豊野少年自然の家 研修室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時  
 平成 19 年 3 月 22 日(木曜)午前 10 時から  
 イ 場所  
 熊本県立豊野少年自然の家 研修室
- (5) 入札書の提出方法  
 6 の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 20 日(火曜)までに必着するよう郵送(書留郵便に

限る。) すること。

7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
有
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県教育委員会公告第6号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年3月2日

熊本県教育長 柿塚純男

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
熊本県立あしきた青少年の家施設管理運營業務
- (2) 委託業務の内容

- ア 寝具類等業務  
 イ 給食業務  
 ウ 清掃業務  
 エ 施設連絡員業務  
 オ ボイラー取扱等業務  
 詳細は入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
 平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法  
 ア 入札金額は、熊本県立あしきた青少年の家管理運營業務に要する費用とする。  
 イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
 ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
 エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）（以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として 1（2）のア～オのすべてについて営業種目として登録された者（営業種目「その他」において一括して登録された者を含む。）であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者。
- (3) 過去 3 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約実績がある者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6 の（4）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
 平成 19 年 3 月 9 日（金）から平成 19 年 3 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
 平成 19 年 3 月 9 日（金）から平成 19 年 3 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
 5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
 5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
 熊本県立あしきた青少年の家総務課  
 郵便番号 869-5454 熊本県葦北郡芦北町鶴木山



- 電話番号 0966-82-3092
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成19年3月2日(金)から平成19年3月15日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成19年3月16日(金)午前10時から  
イ 場所  
熊本県立あしきた青少年の家 大研修室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成19年3月23日(金)午前10時から  
イ 場所  
熊本県立あしきた青少年の家 大研修室
- (5) 入札書の提出方法  
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年3月22日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
有
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限

- 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。